

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法 令 名	介護保険法	法令の番号	平成 9 年法律第 123 号		
不利益処分の種類	介護老人保健施設の業務運営の命令	根 拠 条 項	第 1 0 3 条第 3 項		
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）</p> <p>(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 17 日 老企第 44 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>				
対応 区分	処理 機関	交付 機関			目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課			